

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分量の更新許可申請の添付書類

No.	必要書類	様式等	省略可
1	産業廃棄物処分量許可申請書（特別管理産業廃棄物処分量許可申請書）	様式第8号（様式第14号）	
2	事業計画の概要を記載した書類	別紙1 別紙3 別紙4 別紙10 別紙11	※1
3	事業用に供する施設の構造を明らかにする下記の書類 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・構造図 ・設計計算書 ・当該施設の付近の見取図 事業用に供する施設が最終処分場にあつては、下記の書類を含む。 ・周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面		
4	受け入れる特別管理産業廃棄物の量および性状を管理できる付帯設備が備えられていることを記載した書類		
5	最終処分場の場合には、最終処分場の浸透水及び周辺の地下水について、定期的に水質検査を行うための採水設備（井戸等）を有することを証する書類		
6	最終処分場の場合には、最終処分場の残余量を明らかにする測量図計算書等		
7	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有することを証する書類 （申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）		
8	処分後（埋立処分及び海洋投入処分除く）の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	別紙13	
9	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの開催する講習会修了証の写し等	
10	当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	別紙6	
11	申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・納税証明書（法人税） ・確定申告書の別表1及び別表4の写し		
12	申請者が個人である場合には、直前三年の ・所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・所得税の確定申告書の別表1及び別表2の写し ・資産に関する調書	納税証明書（所得税） 別紙7（資産に関する調書）	
13	申請者が法人である場合	申請者の ・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書	
14	申請者が個人である場合	申請者の ・住民票の写し（本籍地記載） ・登記されていないことの証明書	
15	誓約書	別紙5	
16	申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人	左記に該当する者の ・住民票の写し（本籍地記載） ・登記されていないことの証明書	※2
17	申請者が法人である場合には、その役員全て		
18	申請者に令第六条の十に規定する使用人全て		
19	申請者が法人である場合において、下記の者がある場合 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主全て 出資の額の5%以上の額に相当する出資者全て	左記に該当する者の ・住民票の写し（本籍地記載） ・登記されていないことの証明書 左記に該当する者が法人である場合は、その登記事項証明書	
20	特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合は、下記の書類 （感染性廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く） ・特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 ・特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	別紙15 別紙9	

注意点

- ・ 正本1部、副本1部を奈良市廃棄物対策課へ提出してください。
- ・ 住民票は本籍地記載のものを提出してください。
- ・ 住民票、登記されていないことの証明書、登記事項証明書、納税証明書は発行から3か月以内のものに限ります。
なお、登記されていないことの証明書及び登記事項証明書の発行については、奈良地方務局などにご相談ください。
- ・ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの開催する講習会修了証の有効期限は、新規許可講習会修了証の有効期限は5年間、更新許可講習会修了証の有効期間は2年間となります。

※1 内容に変更がない場合

※2 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可及び左記に係る変更許可における許可証の提出をした場合（提出許可証は、許可日から5年を経過しておらず、許可にあたり当該省略措置を受けていないこと）